

# 都議会自民党活動リポート

都政に関するご意見・ご要望をお寄せください。御意見お待ちします。

東京都議會議員  
墨田区選出

かわまつ しんいちろう  
**川松 真一朗**



## 墨田区ワクチン情報



当初4月5日週分に全国都道府県に均等割りされた(東京、神奈川、大阪は4箱、他は一律2箱)ワクチンですが、12日週分、19日週分がそれぞれ東京は20箱に。19日週分から墨田区へも配分されました。

以後は2週間単位で東京に多く割り当てられるようになり、墨田区への配分は24箱(東京全体536箱)、30箱(同2064箱)、35箱(同1519箱)です。

これにより5月末までに約10万回分(5万人)確保の見通しが立ち、予定通り多くの皆様に供給できる体制になっています。当然、今後も順次、ワクチンが届き、6月からは一般の方へと広がると共に、かかりつけ医での接種体制も強化されていきます。

※1箱は195バイアル。1バイアル=6回分。(4/19・4/26-5/3は1バイアル5回分計算) ※墨田区の65歳以上高齢者数=61,034人

《接種体制の拡大》 医療従事者等向けの接種を速やかに完了し、高齢者向け接種に移行するため、医師会等の協力を得て、連携型接種施設を大幅に拡大中。  
3月末時点 約510施設→4月末現在 約2600施設 さらに拡大中!

## 緊急事態宣言延長に伴う協力金・支援金を忘れていませんか? 飲食店以外も支給される支援金があります

【飲食店以外の中小企業等を対象】  
「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」について  
新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制をより一層図るため、都独自の取組として、休業の協力依頼等に全面的にご協力いただける中小企業、個人事業主等や無観客開催の要請により、休業せざるを得ない中小企業、個人事業主等を対象に支援金を支給いたします。

■①4月25日～5月11日→1店舗あたり34万円

■②5月12日～5月31日→1店舗あたり40万円

★①②の期間毎に申請が必要になります。

### ①緊急事態措置期間開始の令和3年4月25日から5月11までの間、全面的に協力頂いた場合(17日間)

なお、やむを得ない理由で4月25日(日)からの取組の開始が間に合わず、令和3年4月27日から5月11までの間、全面的に協力いただいた場合(15日間)は、一店舗当たり30万円になります。

### ②緊急事態宣言の延長を受け、東京都から行う休業の協力依頼等に対して、5月12日から5月31日まで(20日間)の全期間、全面的にご協力いただける中小企業、個人事業主等。

○休業要請等の対象となる施設・テナントについては、東京都総務局HPに掲載しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013655.html>

※対象施設が分かりにくい場合がありますので、お気軽にご相談下さい。

○対象は緊急事態措置よりも前に開業しており、営業実態がある事業者です。

問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。

03-5388-0567 9時から19時まで毎日

## ■飲食店以外にも 東京都はご用意をしております。

【協力金・支援金の制度の概要】

4月25日～5月11日分の概要

	飲食店	飲食店以外	
対象となる施設	①飲食店協力金 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 休業要請を行う大規模施設に対する協力金	③都支援金 休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金
支給額	○都内全域の飲食店等 (大企業が運営する店舗も含む) ※4/12から5/11まで全面的にご協力頂いた施設	○休業要請に対応して休業した大規模施設(1,000m <sup>2</sup> 超)	○休業の協力依頼に対応して休業した施設(1,000m <sup>2</sup> 以下)
	○中小企業等 一店舗当たり68万円から600万円 (前年又は前々年における売上高に基づき算出)	○大規模施設内のテナント ※4/25から5/11まで全面的にご協力頂いた施設	○無観客開催要請によってやむを得ず休業した施設 ※4/25から5/11まで全面的にご協力頂いた施設
主な留意点	○大企業 一店舗当たり上限600万円 (一日の売上高減少額に基づき算出)	○大規模施設内のテナント :34万円 ※4/27から休業した場合は30万円	○34万円 ※4/27から休業した場合は30万円
	○大企業の申請も可能 ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の要請内容は休業	○大企業の申請も可能 ○テナントについては、休業要請対象外でも協力金の対象	○大企業及びみなし大企業は対象外 ※中小企業相当のNPO法人、一般社団法人、一般財団法人、一部の組合は対象

東京都議会議員

川松真一朗

令和2年 第4回定例会一般質問(2020年12月9日)

## 質問

認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けるためには、認知症に早期に気づき、早期に診断し、症状が悪化する前に治療や支援につなげていくことが重要です。地域において認知症の早期診断、対応の取り組みを推進すべきですが、都の見解を伺います。

認知症予防という観点では、これまでさまざまなところで呼ばれてきたフレイル予防とも関連して重大な局面を迎えてます。

コロナ禍において、特に高齢者の方の中には、必要以上に外出を控えるという方もおります。

## 答弁

吉村憲彦 福祉保健局長

まず、認知症の早期診断、早期対応についてでございますが、都は、認知症の早期診断、早期対応を推進するため、チェックリストを掲載したパンフレット等を送付し、家庭で確認の上、認知症を懸念して検診を希望する方に問診、認知機能検査を行い、専門機関等につなぐ区市町村の取り組みを支援しております。

また、二次保健医療圏ごとに指定する地域拠点型認知症疾患医療センターに配置したアウトリーチチームが認知症の疑いのある高齢者等を訪問し、早期に必要な支援につなぐとともに、全区市町村に設置された認知症初期集中支援チームに訪問支援のノウハウを提供しております。

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後とも、区市町村と連携して、早期診断、早期対応を推進するなど、認知症施策に取り組んでまいります。

## 皆さんの身近に見られる 東京都と墨田区の連携事業

## 旧墨田川高校堤校舎跡地



同校が平成15年に閉校し、その後は忍岡高校仮校舎として使用も平成18年に閉校となって以来、未利用のまま今に至る地。現在は東京消防庁管轄となっていますが、地域住民や各団体から一般開放の声も上がっています。

都立東白鬚公園に隣接する同地は防災拠点としての計画があり、現在、東京都関係局と墨田区の間で有効利用に向け協議が続けられています。

## 浅草線・本所吾妻橋駅



A2出口前に交通局所有の庁舎があります。昨年11月5日の公営企業委員会で、川松の質問に対して交通局は「今後の利用が無い」事を明確に答弁しました。現在は、地元である吾妻橋三丁目町会の皆様を中心地域住民の求める利用となるよう、都区間で調整に入っています。

## 旧三之橋ポンプ所跡地



立川四丁目にある下水道局所管の同地には、現在、地下に大規模な雨水調整池の建設計画が進行中です。工事後には地上部を地域の皆様にご利用頂ける方向で進んでおり、地域協議会からのご要望が定期的に下水道局へ届いております。公営企業委員会でも取り上げてきました。

## 本所3丁目・創業支援施設



創業支援施設「ソーシャルインキュベーションオフィスSUMIDA」が生まれ変わることとなりました。これまで中小企業振興公社が設置していましたが新たに産業労働局が主体となって5Gを活用した次世代産業を応援するシェアオフィスとなる事が今春に決定。地元町会のご要望を踏まえて、委託事業者と進めています。  
(改装工事後、令和3年度末にオープン予定)

## 吾妻橋一丁目歩道橋



この歩道橋がある為にドライバーが横断歩道を見落とすケースがあり、地域からは危険だという声が上がっておりました。昨年度中から道路管理者である建設局が墨田区と検証を行い、歩道橋の撤去が決定しました。(今年度から事業に着手)

**安全・安心の  
墨田区へ！**

## 墨田区立二葉小学校



学校前の信号機をPTAの皆様の要望を受けて警視庁で検証。今年度中に「ゆとりシグナル」への変更が決定しています。この信号機は、メモリにより青信号と赤信号の残り時間を表示でき、交差点への無理な進入、横断歩道上で取り残される危険を防止する目的で設置を各所で進めています。

都政への声をお聞かせください。 <http://www.kawamatsu2011.com>

まちづくりの基本は、都民の声をどれだけ都政へ反映させることができるかだと思います。皆さんの声を是非お寄せください。

**東京都議会自由民主党 川松真一郎事務所**

東京都墨田区石原3-20-9 電話：03-6240-4370 FAX：03-6240-4380

